育児休業申出書

　　　　　　　　　　殿

申出日　　　　　　年　　　月　　　日

申出者　所属

氏名　　　　　　　　　　印

私は、下記の通り育児休業の申し出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| １．休業予定期間 |  　　　　年 　　月 　　日　～　 　　　　年 　　月 　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２．子の情報 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 | 申出者との続柄 |  |
| 養子縁組成立の年月日（養子の場合） | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| ３．子供がまだ生まれていない場合は出産予定者の状況 |
| 氏名 |  | 申出者との続柄 |  |
| 出産予定日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |  |

|  |
| --- |
| ４．申出に関する状況 |
| 上記２．以外の1歳未満の子の有無 | 無 ・ 有　（有の場合は下にも記入） |
| 　→有の場合の子の氏名等 | 氏名 |  | 申出者との続柄 |  |
| 生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 今回の申出が休業開始予定日前1ヶ月又は2週間より遅れた場合は、その理由： |

|  |  |
| --- | --- |
| 人事責任者 | 上司 |
|  |  |

〔育児・介護〕休業取扱通知書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

事業所名：

代表者：

あなたから　　　　年　　月　　日に〔育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕があった件について、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

(1)適正な申出がされていましたので申出どおり　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月

　　日まで休業してください。職場復帰予定日は、　　　　　年　　月　　　日です。

(2)申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を　　　 年　　月　　日にしてください。

(3)あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。

(4)あなたが　　　　年　　月　　日にした休業申出は撤回されました。

(5)（介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間勤務ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業又は介護短時間勤務ができる日数は残り（　　）日になります。

1　休業の期間等

(1）休業期間中については給与を支払いません。

(2）所属は　　　　　　　　部のままとします。

(3）・（育児休業の場合のみ）あなたの社会保険料は免除されます。

 ・（介護休業の場合のみ）あなたの社会保険料本人負担分は、　　月現在で1月約　　円ですが、休業を開始することにより、　　月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、持参してください。

振込先：

(4）税については市区町村より直接納税通知書が属きますので、それに従って支払ってください。

(5）毎月の給与から天引きされる社内融資返済金がある場合には、支払い猶予の措置を受けることができますので、申し出てください。

(6）職場復帰プログラムを受講できますので、希望の場合は人事部労務課に申し出てください。

2　休業期間中の取扱い等

(1）休業後のあなたの基本給は、　　級　　号　　　　　　円です。

(2）　　　　年　　月の賞与については算定対象期間に　　日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。

(3）退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。

(4）復職後は原則として　　　　　　　　部で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前までに正式に決定し通知します。

(5）あなたの　　　　年度の有給休暇はあと　　日ありますので、これから休業期間を除き
　　　　年　　月　　日までの問に消化してください。

次年度の有給休暇は、今後　　日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて　　日の有給休暇を請求できます。

3　休業後の労働条件

(1）お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事部労務課あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。

(2）休業期間中についても会社の福利厚生施設を利用することができます。

4　その他